

規制・行政手続き見直し提案制度 提案内容と検討結果

≪ 行政 手 続 き ≫

○子育て・教育（対応済 一件 / 対応予定 1 件 / 対応検討中 一件 / 現状維持 一件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>病児保育を気軽に安心して利用できる仕組みづくり 病児保育を利用したいが、近くに施設がない。 また手続きが面倒で使い勝手が悪いなど利用しづらい。 そこで、病児保育の仕組みを気軽に安心して利用できるものにしてほしい。さらに、利用登録もアプリなどで簡単に 行えるようにできないか。</p>	<p>こども家庭局/ 幼保事業課</p>	<p>対応状況 対応予定</p> <p>対応方針 病児保育では安全な保育を行うため、病状の急変などに備え既往歴やアレルギーの有無などを把握する必要があり、事前の利用登録をお願いしています。 神戸市では予約システムの導入を推進し利用者の利便性向上に努めているところですが、現在、多くの施設が導入しているパッケージソフトは施設が必要とする全ての情報をシステム上では全て登録できない仕様となっていることから、事前に書類や電子メール、郵便での利用登録票の提出をお願いしているところではあります。 この度の提案内容を踏まえ、パッケージソフトの作成会社と課題を共有し、施設が必要とする全ての情報をシステム上で登録できるように改修できないか要望しています。 あわせて、神戸市としても病児保育施設の施設数・定員の拡大に取り組んでいきます。</p> <p>対応時期 令和6年度中：システム会社による改修の検討</p>

○福祉・医療（対応済 3 件 / 対応予定 1 件 / 対応検討中 一件 / 現状維持 一件 / 国に要望中 2 件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>障害福祉サービス事業等の指定申請における指導内容の統一化 障害福祉サービス事業等の指定にあたり、事業所の人員配置や必要な設備などに関する基準があるが、国が定めた基準があるにもかかわらず、担当者の判断によって指導に違いがある場合がある。 申請者に不利益とならないよう、基準の根拠を条文で示せるよう担当所属内で認識を統一して欲しい。また、根拠法令が無い場合は行政指導なので、申請者に対して基準の強制はできないことも共通認識を持ってほしい。 担当者によって対応が異なる理由の一つには、数年で部署の異動があり、職員が入れ替わることが考えられる。法令を理解し適切な指導ができる職員が後進を育て、順次引き継ぎができるような体制にしてほしい。</p>	<p>福祉局 監査指導部</p>	<p>対応状況 対応済</p> <p>対応方針 障害福祉サービス事業所の新規指定にあたっては、国が定めた基準や省令に沿って審査しています。 円滑な審査のため、まずは申請者に基準や省令の内容を正しく理解していただくことが重要と考えており、それらを分かりやすく解説した「申請の手引き」を作成し、ホームページで公開しています。 また当然ながら審査する職員側も、基準や省令の内容を正しく把握・情報共有したうえで審査にあたるよう、監査指導部として指導・育成を行っています。 審査の際には、基準や省令に加え、必要に応じて判断の目安を行政指導として申請者にご説明することがあります。こうした指導の一部は、参考情報として手引きにも記載しています。ただし、これらはあくまでも行政指導であるため、説明の際に申請者に誤解を招くことのないよう、研修を行い周知徹底しました。またデジタルツールを導入し、内部審査のプロセスや、基準に関する問い合わせ事項などを速やかに共有することで、対応の統一化を図りました。 今後も行政手続法や関連法令に沿って適正な申請の審査に努めてまいります。</p> <p>対応時期 -</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p>受給者証発行業務の迅速化と遡及適用の適正な運用</p> <p>障害支援区分の認定が必要な障害福祉サービスを利用する際、受給者証の発行に数ヶ月から半年もかかるため利用が開始できなかつたり、利用を開始しても区分無しでの利用が数ヶ月続いてしまう。また利用中に区分認定を受けた場合、利用開始日まで遡及して適用するか対応が統一されていない。</p> <p>利用者が障害福祉サービスの利用を円滑に開始でき、なおかつ不公平な対応とならないよう、受給者証発行業務の迅速化と認定の遡及適用について、対応の統一化を図ってほしい。</p>	<p>福祉局／ 障害者支援課</p>	<p>対応状況 対応済</p> <p>対応方針 障害や心身の状態などにより、必要な支援の度合いを6段階に分けた区分を障害支援区分といいます。受けたい障害福祉サービスによって障害支援区分の認定が必要なものとそうでないものがあります。</p> <p>【受給者証発行業務の迅速化】 現在、神戸市では他都市と同様に、一般的に申請から受給者証の発行までを3ヶ月程度で行っています。そのうち、障害支援区分の認定については通常は申請から2ヶ月程度で行っていますが、特にこのプロセスでは通常よりも期間を要するケースがあり、ご指摘のような期間を要することとなる場合があります。</p> <p>その理由として、障害支援区分の認定にあたって必要な医師の意見書が、医療機関から届いていない場合があげられます。医療機関から意見書が一定期間を経過しても届かない場合には、適宜、医療機関へ状況確認をしていますが、多くの場合、意見書の作成に必要な受診がなされていません。このようなケースでは、市から申請者に受診勧奨を行っています。</p> <p>上記は受給者証の発行までに通常よりも期間を要する一例ではありますが、このようなケースを少しでも減らすため、ご案内の際に受診が必要であることを強調するよう窓口の職員へ周知徹底し、受給者証の迅速な発行に努めてまいります。</p> <p>【認定の遡及適用】 障害支援区分の認定を遡及して適用することについては、障害者総合支援法第30条により「申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき」と限定的に定められていることから、利用者の状況に応じて個別に判断しています。</p> <p>ご提案を受け、判断に至った理由等について丁寧に説明するよう、改めて職員への周知徹底を図りました。今後も誤解が生じないよう、適正な運用に努めてまいります。</p> <p>対応時期 —</p>
<p>医療費の払い戻し手続きの郵送対応</p> <p>福祉医療費助成について、兵庫県外で受診したため払い戻しの手続きを行おうとすると、郵送での申請ができず、窓口のみの対応である。郵送での申請を認めてほしい。</p>	<p>福祉局／ 国保年金医療課</p>	<p>対応状況 対応済</p> <p>対応方針 兵庫県外の医療機関を受診し、医療費受給者証を使用できなかったときや、医療費受給者証を提示し忘れたときなどに、後日申請することで、医療費の一部または全部の払い戻しを受けることができます。</p> <p>払い戻しの手続きは、これまで区役所の福祉医療の窓口でのみ可能でしたが、令和6年2月より、郵送とオンラインでの申請受付を開始しました。これに合わせて、申請書への記入がより簡単にわかりやすくなるように申請書の様式も見直しました。</p> <p>対応時期 —</p>
<p>国民健康保険の加入手続きの電子化</p> <p>区役所窓口において、退職に伴い国民健康保険の切替処理を行った際に、任意の様式での提出が認められているはずの「健康保険資格喪失証明書」と同項目の記載がある書類を提出したのに、担当者が市の様式での提出を求めて、受理されなかった。</p> <p>申請の電子化が進めば、担当者によって対応が変わるといったこともないため、手続きを電子化してほしい。</p>	<p>福祉局／ 国保年金医療課</p>	<p>対応状況 対応予定</p> <p>対応方針 勤務先の健康保険を脱退したときなど、国民健康保険に加入する際、申請書類の一つに健康保険資格喪失証明書を求めています。神戸市の様式も用意しておりますが、ご指摘のように必要な項目が全て記載されている場合は、任意の様式でも構わず、認印も不要です。聞き取りや説明に不十分な点があったこと等により、ご迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。</p> <p>現在、国民健康保険の加入手続きについて、オンライン上での電子申請を検討しています。電子申請では、健康保険資格喪失証明書などの必要な文書もデータで提出いただくことを検討しています。</p> <p>対応時期 令和7年度中：国民健康保険の加入手続きの電子申請化</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p>国民年金の種別変更手続きの省略</p> <p>国民年金について、第3号被保険者(※1)の配偶者が65歳に到達した場合、第3号被保険者は第1号被保険者(※2)へ切り替える必要がある。しかし、配偶者が65歳に到達したことは手続きがなくても明らかな事項なので、この手続きを廃止し、自動で切り替わるようにしてほしい。</p> <p>※1 第3号被保険者：第2号被保険者（会社員や公務員など職場の厚生年金や共済組合に加入している人）に扶養されている人 ※2 第1号被保険者：第2・3号被保険者以外のすべての加入者</p>	<p>福祉局／ 国保年金医療課</p>	<p>対応状況 国に要望中</p> <p>対応方針 第2号及び第3号被保険者については日本年金機構が情報管理しており、自治体では対象把握ができておりません。そのため、今回ご提案の第2号被保険者である配偶者が65歳になったケースを含めて「第1号への種別変更手続き」が必要となった方へは、日本年金機構から手続勧奨が行われています。ご本人は、その手続きを市区町村窓口で行うこととなります。</p> <p>これら第1号への種別変更手続きについては、国民年金法令の規定にもとづく手続きであり、簡素化や省略を自治体で見直しすることができないため、令和4年度に神戸市から国に対し、種別変更の本人の手続きを廃止するよう要望を行いました。また、他の自治体も同様の要望を行っているところです。</p> <p>国からは対応を検討する方向での回答がされていますので、国の動向を注視しながら引き続き国への要望を行いたいと考えています。</p> <p>対応時期 —</p>
<p>介護保険料の特別徴収開始までに要する期間の短縮</p> <p>現在、介護保険料の特別徴収（年金からの引き去り）の手続きに半年～1年程度かかっているが、期間を短縮してほしい。</p>	<p>福祉局 介護保険課</p>	<p>対応状況 国に要望中</p> <p>対応方針 介護保険料の特別徴収を行うためには、申請者以外からの誤徴収を防止するため、市町村と日本年金機構等との間で年金情報の交換や確認をする必要があります。</p> <p>現在、日本年金機構等から市町村に対して年金情報が通知される時期と、市町村から日本年金機構等へ年金情報を回答する時期は介護保険法等に定められており、法定の期限やスケジュールに沿って手続きをしています。スケジュールが法律で決まっているため、市町村が独自に特別徴収の手続きの処理期間を短縮することが困難な状況です。</p> <p>また、特別徴収の開始時期の目安は、年金の支給開始または神戸市に転入された月が4～9月の場合は翌年度の4月から、10～11月の場合は翌年度の6月から、12～1月の場合は翌年度の8月から、2～3月の場合は翌年度の10月から開始となっています。</p> <p>このような手続き期間の長期化は本市としても課題であると認識しており、国に対して、特別徴収の再開時期の見直しや特別徴収額の随時変更制の導入（特別徴収額を年度途中で変更できるようにする）について、継続して要望を行っています。</p> <p>対応時期 —</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p>給水装置工事の審査・検査体制の改善</p> <p>給水装置工事の審査・検査について事業者への負担が増えている。以下の点について改善してほしい。</p> <p>【申請処理期間】</p> <p>申請手続きに対する処理期間は、以前は当日中に完了していたが、現在は5～6日かかるようになった。</p> <p>【手数料等の支払い】</p> <p>申請処理が終わってから手数料等の納付書が発行されるが、納付書は水道局に取りに行かなければならない。その後、コンビニや銀行等に行って振り込むが、さらにその支払い済み納付書を水道局に見せに行く必要がある。</p> <p>また、クレジット払いができるようになったものの領収書が出ない。事業者は申込者の立替払いをしているので、申込者名義の領収書が必要である。以前のように水道局の窓口で支払いができるようにしてほしい。</p> <p>【竣工検査】</p> <p>検査の予約をオンラインで取らなければならないが、日程が空いておらずなかなか取れない。検査も、以前は業者側は一人に対応できたが、リモート検査が導入されたため、一人では対応が大変である。特に高齢の担当者には申請・検査・相談を全てオンラインで行うのは難しい。</p>	<p>水道局 配水課</p>	<p>対応状況</p> <p>現状維持</p> <p>対応方針</p> <p>神戸市の水道事業は、経営状況が厳しいなかで少しでも効率的に運営できるよう改善を図っています。その中で、給水装置工事（配水管から宅地に給水管等を引き込む工事）の審査・検査体制について、</p> <p>①5箇所あったセンターを水道局総合庁舎の1か所に統合 ②電子化やリモート化の積極的な導入などの効率化に取り組んできました。</p> <p>窓口を1か所に統合したことにより審査基準のばらつきがなくなり、またWEB予約システムやリモート検査等を導入したことで、窓口の待ち時間解消や、申請者の来庁負担の軽減につながりました。</p> <p>【申請処理期間】</p> <p>一般的な工事の申請の処理期間は、ホームページ等でご案内している通り、申請日の翌日から5営業日で審査することとしています。審査には給水装置の構造や材質、水理計算等の確認が必要なことから一定の時間をいただいています。引き続き迅速な審査に努めてまいります。</p> <p>【手数料等の支払い】</p> <p>手数料等の支払いは、クレジット決済か納付書での支払い（コンビニエンスストア・銀行払い）のいずれかをお願いしています。納付書は郵送でお届けすることも可能です。なお、水道局の支払い窓口は効率化の一環として廃止しています。</p> <p>クレジット決済の場合、クレジット会社からの領収書は申込者名義にはなりません。e-KOBE（神戸市スマート申請システム）で返信する「神戸市給水装置工事施工承認」は宛先として申込者と指定給水装置工事事業者の名前を記載することができ、領収金額も明示されていますのでこちらをご利用ください。</p> <p>【竣工検査】</p> <p>検査予約は先着順のため、検査希望日直前に予約される場合は空きのない時もあります。現在、1～2週間前であれば空きがある状況ですので、早めに予約いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、検査はリモート検査だけでなく、現地での検査も従来通り継続していますので、状況に応じて選択してください。</p> <p>上記のような取り組みについて、事業者の方々に十分な周知ができておらずご負担をおかけしていることから、今後はホームページやe-KOBEの申請画面などにおいて積極的な情報発信に努めてまいります。事業運営の効率化によって一部ご不便をおかけすることもあります。ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>対応時期</p> <p>—</p>

○その他（対応済 1件 / 対応予定 1件 / 対応検討中 1件 / 現状維持 1件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>認定NPO法人制度の活性化、定款変更手続きの簡素化</p> <p>全国の認定NPO法人は、全NPO法人のうち2%程度であり、少ないと感じている。認定NPO法人制度は団体への寄付促進の意味があるにもかかわらず、その基準が厳しく、さらに認定のための調査で3～4日程度の現地調査も行われるため、認定申請そのものが敬遠されているように感じる。神戸市では認定NPO法人はわずか30団体弱しか存在していない。脆弱な財務状況のNPO法人が多い中、当制度をもっと活用しやすくしてほしい。</p> <p>また、NPO法人の設立後、定款変更のための認証手続きを行う場合、縦覧期間も含めて3～4か月程度を要しており、変更後の団体の速やかな運用を阻害しているため、迅速な処理や手続きの簡略化を図ってほしい。</p>	<p>地域協働局／ 地域活性課</p>	<p>対応状況 対応検討中</p> <p>対応方針</p> <p>【特定非営利活動法人（NPO法人）の認定】 特定非営利活動法人（NPO法人）は、特に公益性が高く、運営組織や事業活動が適正であると認められた場合に「認定」されます。全国で全NPO法人のうち認定NPO法人は2.6%程度ですが、神戸市では3.6%となっています（R5.9.30現在）。神戸市では、市内NPO法人がより健全な運営を行う信頼性の高い法人として活動していけるよう「認定NPO法人相談窓口」を開設し、認定NPO法人を目指せるよう伴走支援をしています。認定NPO法人は、税制優遇を受けられることもあり、その審査には適正さが求められます。そのため、特定非営利活動促進法（NPO法）に具体的な9つの認定基準が定められており、所轄庁（神戸市）は基準に適合しているかを法に照らして審査しています。審査方法や疑義のある場合の対応等は、内閣府への照会、他所轄庁への事例照会や積極的な情報交換により情報収集し、他所轄庁の審査内容と齟齬のないよう取り組んでいます。</p> <p>今後も、社会的信頼性の高い法人が市内に増え、NPO活動を活発に行うことができるよう支援するとともに、現地調査前に確認できる書類については事前に確認し、相談窓口による書類作成等を支援することで、現地調査の時間短縮に努めます。このように、法人にとって過度な負担にならないよう配慮しつつ、法に則り適正な審査を行っていきます。</p> <p>【定款の変更】 法人の定款において、NPO法第25条第3項に定められた事項（団体の目的や名称など）を変更しようとする場合は、所轄庁の認証が必要です。NPO法では、申請における必要書類・縦覧期間・審査期間を定めており、申請を受理するとすぐに2週間の縦覧が必要となります。その後、審査を経て認証となりますが、審査には変更事項に法令違反がないか、定款の条文間に齟齬がないかなどの確認作業が必要であるため、NPO法によって縦覧期間経過後2か月以内に認証することとされています。神戸市の場合、受理後1か月～1か月半程度の期間で認証しています。</p> <p>ただし、申請書類に不備がある場合には、受理するまでに修正期間が発生する場合がありますので、そのような事態を少しでも未然に防ぐため、手続きの流れやポイントを示した手引書や様式・記載例を神戸市のHPに掲載するとともに、令和6年度から「NPO法人設立・運営相談窓口」を4か所に増設し、事前に申請書類のチェックや書類作成の支援等を行っています。</p> <p>今後とも、迅速な手続きに努め、NPO法人が適正な書類作成ができるよう支援にも努めます。</p> <p>対応時期 令和6年度：現地調査の時間短縮について検討予定</p>
<p>公文書公開請求制度の改善</p> <p>公文書公開請求制度について、手数料が300円で請求できるため、職員に余計な負担をかけているのではないかと。公開にあたっては、公文書を準備しやすい常用と常用外に分け、常用文書については従来通りの手数料で、常用外文書については単価料金を設定し、設定単価×準備時間数で手数料を算出してはどうか。</p>	<p>市長室／ 市民情報サービス課</p>	<p>対応状況 現状維持</p> <p>対応方針</p> <p>神戸市では、公文書公開請求をされる方が神戸市内在住者の場合は無料、神戸市外在住者の場合は300円、株式会社等の場合は1,000円を受付段階で手数料として徴収しています。公文書公開請求への対応は、対象となる公文書の検索から行いますが、対象公文書が存在しない場合もあり、また、特定した公文書の件数及び文書量は様々であることから、ご指摘の方法による手数料の徴収は困難と考えております。この度はご提案をいただきありがとうございます。</p> <p>対応時期 —</p>

規制・行政手続き見直し提案制度 提案内容と検討結果の公表

≪ 規制 ≫

○子育て・教育（対応済 一件 / 対応予定 一件 / 対応検討中 一件 / 現状維持 2件 / 国に要望中 1件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>産後の保育所預かり期間の延長</p> <p>現在、息子は4歳である。2人目を産みたいと考えているが有期雇用のフルタイムパートであるため、出産と同時に退職しなければならない。</p> <p>その場合、兄の保育所では産後8週間までは預かってもらえるが、規定によりその後は長年通った保育所を退所しなければならない。また産後8週で2人目を預ける場合、赤ちゃんホーム等が候補として考えられるが、中央区では2ヶ所しかない。</p> <p>産後の保育所預かり期間を産後8週間ではなく、多くの保育園が受け入れ可能になる6ヶ月間まで延長してもらえれば、2人目の出産も可能になると考えている。少子化と嘆く前に、母たちの要望に耳を傾けてほしい。</p>	<p>こども家庭局／ 幼保事業課</p>	<p>対応状況</p> <p>現状維持</p> <p>対応方針</p> <p>保育所等を利用するための認定は、保育を必要とする事由が必要で、事由と認定期間は「子ども・子育て支援法」に規定されています。その中で「妊娠・出産」を事由とする認定期間については出産後8週間と定められていることから、神戸市が独自に延長することはできません。</p> <p>ただし、出産後にすぐに仕事を探す場合は、「求職活動を継続的に行っている場合」に該当し、出産後8週間に加え、原則90日まで延長が可能です。また、求職活動の状況により必要な場合には、再度1回に限り90日間の延長が認められます。</p> <p>この再度の延長については、個別の状況を伺った上で手続きを案内していましたが、今後はホームページやパンフレットに記載するなどわかりやすい広報に努めてまいります。</p> <p>対応時期</p> <p>—</p>
<p>神戸市民間児童福祉施設職員給与改善補助金の対象拡大</p> <p>「神戸市民間児童福祉施設職員給与改善補助金」を受領しているが、規定により61歳以上の職員には配分されない。前年度まで補助の対象であった職員が次年度61歳に達すると対象から外れてしまうため、極端な減収となる。勤続年数が長いベテラン職員であり、まだ活躍をお願いしたい職員であるため、補助金の配分対象年齢を引き上げてほしい。</p>	<p>こども家庭局／ 幼保振興課</p>	<p>対応状況</p> <p>国に要望中</p> <p>対応方針</p> <p>「神戸市民間児童福祉施設職員給与改善補助金」は、保育士の定着支援や質の高い保育の提供を図るため、職員の処遇を改善できるよう、国制度を補完して神戸市が独自に施設に対して支給する補助金です。現在、補助の対象は61歳未満の職員としていますが、一方で、社会全体の流れとして、定年をこれまでの60歳から引き上げる動きが増えていることは認識しています。</p> <p>保育士の賃金は、国が定める公定価格に基づく収入をもとに各事業者が定めていることから、保育士の処遇改善については、市独自制度の拡充ではなく、国の責任で行われるべきものと考えています。本市としては、予算要望等を通じ、さらなる処遇改善を図るよう国に対して強く要望しているところです。国がこの度公表した「こども未来戦略」の中でも、国としてさらなる処遇改善に取り組む旨が示されていることから、その動向も注視しているところであり、現時点で、神戸市独自制度について対象職員の拡大などの制度変更は検討しておりません。</p> <p>対応時期</p> <p>—</p>
<p>児童手当の振込先の自由化</p> <p>児童手当の振込先を世帯主に限るルールは時代にあっていない。共働きを推奨しているのに自由に口座指定ができない。自由に口座指定ができれば、もう一方の親による児童手当の使い込みなどを防ぐことができる。</p> <p>父親、母親どちらの口座も選べ、また、実際に養育しているのが祖父母の場合は、そちらも選択可能としてほしい。</p>	<p>こども家庭局／ 子育て支援課</p>	<p>対応状況</p> <p>現状維持</p> <p>対応方針</p> <p>児童手当の給付事務は、児童手当法等の各法令に基づき実施するもので、支給要件は全国一律に定められています。児童手当の受給者の要件は、世帯主であることではなく、「生計を維持する程度の高い方（所得が高い方）」となっており、ご家庭によって父親の場合も母親の場合もあります。ただし、収入がありながらも、家計や児童の養育についてかえりみるのが少なく、配偶者が主として生計を維持し、児童の養育を行っていると思われる場合など、特段の事情がある場合は、個別の事情をお伺いして適切に対応しています。</p> <p>なお、児童手当の申請については、利便性の向上のため、令和6年4月より電子申請を導入しています。</p> <p>対応時期</p> <p>—</p>

○まちづくり（対応済 1件 / 対応予定 1件 / 対応検討中 1件 / 現状維持 5件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>道路掘削許可における給水管統合の指導の撤廃</p> <p>神戸市道に接している私道へ給水管を敷設する際、工事のため道路の掘削占有許可を得ようとすると、既に他人所有の給水管が存在する際はその管と統合するように指導を受ける。統合するためには、他の所有者からの統合の許可取りなどの負担があり、また統合後も共有する給水管の管理上のトラブルの可能性があるうえ、場合によっては余分な工事費用が発生することもある。</p> <p>統合の指導を撤廃し、各戸へ個別に給水管の引込ができるようにしてほしい。</p>	<p>建設局 道路工務課</p>	<p>対応状況</p> <p>現状維持</p> <p>対応方針</p> <p>道路上に給水管が複数存在する状態は、漏水リスクが上昇すること、再掘削時の事故の危険性が高まること、他の埋設管の敷設位置が制限されることなどから、道路の管理上好ましくありません。このため、道路の掘削占有許可にあたっては、既設の埋設管の状況等を確認のうえ、管を統合することや他のルートから給水することなどの可能性を聞き取りして、総合的に判断しています。個々の状況についてよく確認しながら最適な工事が行われるように努めてまいります。（道路法第32条、神戸市道路占用規則）</p> <p>対応時期</p> <p>—</p>
<p>道路掘削許可時における既設止水栓撤去の指導の緩和</p> <p>住宅の新築に伴うガス管や下水管工事のために道路の掘削をする場合で、水道管については既設管を使用する予定であっても、道路上に既設の止水栓がある場合には、その撤去を行うように指導を受ける。</p> <p>せめて、ガス管や下水管工事の掘削範囲内に止水栓が既設されている場合のみ、撤去することとしてほしい。</p>	<p>建設局 道路工務課</p>	<p>対応状況</p> <p>現状維持</p> <p>対応方針</p> <p>道路工事のための占用許可を行うにあたり、道路上に設置してある給水管の止水栓については、当該給水管の修繕工事や引き直し工事の際に、宅内に移設するようお願いしています。</p> <p>ご提案のようなガス工事や下水道工事のみを行う際は、水道管の工事がないため止水栓の移設を求めています。誤解が生まれないように申請者に対しては丁寧な説明に努めてまいります。（道路法第32条、神戸市道路占用規則）</p> <p>対応時期</p> <p>—</p>
<p>河川法の規制緩和による飲食店の出店</p> <p>新神戸駅北側の、布引の滝へ向かう道の最も手前に河川広場がある。</p> <p>河川法などの規制により河川上に飲食店の出店は難しいと考えるが、その場所に、増水が見込まれる際にはすぐに撤去可能なものに限り、ビアガーデンなど飲食店の誘致を行ってほしい。旅行者やハイカーなどの利用や地域住民の憩いの場としての活用など、新神戸駅周辺の賑わいにつながると考える。</p>	<p>建設局 河川課</p>	<p>対応状況</p> <p>現状維持</p> <p>対応方針</p> <p>新神戸駅の下を流れる生田川は、河川法上の二級河川であり、兵庫県が管理をしていますが、駅より上流は普通河川として市が管理しています。</p> <p>生田川をはじめとする表六甲水系の河川（六甲山系の南斜面から市街地を通り、大阪湾に流れる河川類）は、その地形等から短時間に大量の雨が降ると急激に増水するという特性があります。過去には灘区の都賀川で急激な増水により尊い人命が失われる痛ましい事故も発生しています。そのような特性から、生田川の河川内に店舗を設置して飲食を提供することは、利用者の安全確保の観点で課題があり、撤去可能なものといえども、占用許可の取得は難しいと考えます。</p> <p>一方で、現在、新神戸駅周辺では、駅前広場と生田川公園の再整備に向けた検討を進めており、神戸らしさを感じられ、イベント等にも活用できる広場空間等の整備を計画しています。新神戸駅周辺の賑わいづくりについて、こうした空間を活用し、市民のみならず神戸を訪れる方々がより安全に安心して楽しんでいただけるよう取り組んでまいります。</p> <p>対応時期</p> <p>—</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p>プレハブ住宅を使用した事務所設置にかかる規制緩和</p> <p>コスト削減のため会社事務所としてプレハブ住宅を使用したいという運送事業者が多いが、許可にあたっては、運輸局から「市の担当部署から使用に関して問題ないという見解を得ること」と指導される。市の担当部署からは、「建築基準法に基づく建築確認申請を行っており、基礎工事等がなされていれば使用に問題はない」との回答をいただくが、設置コストの低さが魅力のプレハブ住宅で基礎工事を行うのは、事業者にとって負担である。</p> <p>そこで、例えば運送事業者に限って、建築確認申請が無くても事務所として使用に問題がないとの見解を示せないか。その際は無秩序な承諾を防ぐため、運送事業者の証明である許可書や運輸局による事業証明書を提出する等の方法が考えられる。</p>	<p>建築住宅局／ 建築安全課</p>	<p>対応状況 現状維持</p> <p>対応方針 事務所として内部に人が滞在するような工作物は、建築基準法第2条第1号に規定する「建築物」に該当します。建築物は法令に基づいて安全・衛生基準等を遵守するとともに、建築する際には確認・審査を受けることが義務付けられています。</p> <p>建築基準法は、人命や財産を保護するため建物の最低限度の基準を法律として規定したものであるため、その内容を神戸市が独自で緩和できるものではありません。基礎工事を実施することなく内部に人が立ち入る想定でプレハブ住宅を設置した場合、地震や強風、地盤の沈下に対して倒壊、損傷の恐れがあります。利用者の安全を確保するためにも、プレハブ住宅を建築する際は「建築物」としての法令基準を遵守するべきであると考えています。</p> <p>対応時期 —</p>
<p>市街化調整区域においてトレーラーハウスを営業所として使用する場合の規制緩和</p> <p>営業所は建築物であるという前提があるため、運送事業者は市街化調整区域で営業所の認可を受けることができません。しかし、近畿地方以外の地域では「建物ではないが土地に固着できる」という中間的な扱いで、市街化調整区域でトレーラーハウスの営業所使用を認めている事例が多数ある。地代が安い市街化調整区域で営業所使用が認められれば、事業者の拠点選定の幅が広がることになるため、トレーラーハウスの営業所使用を認めてほしい。</p>	<p>建築住宅局／ 建築安全課</p> <p>都市局／ 都市計画課</p>	<p>対応状況 現状維持</p> <p>対応方針 トレーラーハウスの建築基準法上の取扱いについては、規模（床面積、高さ、階数等）、形態、設置状況（設備配管が固定されているか、移動の支障となる階段、ポーチ、ベランダ等が設けられているかなど）等から判断します。トレーラーハウスがいつでも、自由に移動できるものであれば、建築物に該当しません。設置するトレーラーハウスが建築物ではない場合、都市計画法や建築基準法の対象ではないので、開発許可や建築許可等の手続きは必要ありません。しかし設置した後その状態が変化し、建築物に該当する条件に当てはまるようになれば、建築物と見なされる可能性があります。</p> <p>トレーラーハウスが運送事業者の事務所として許可されている事例があるとのことですが、許可については国土交通省（近畿運輸局）の判断となります。</p> <p>なお、近年のEC（電子商取引）の急拡大で物流施設の需要が高まり、市街化区域内の用地が不足していることから、神戸市では令和5年2月に市街化調整区域の規制緩和を行いました。規制緩和では、高速道路のインターチェンジに近接したエリアにおいて、一定の要件を満たす物流施設（複数の物流事業者が連携して設置するトラックターミナルや倉庫など）の立地を可能としました。今後も社会情勢を踏まえながら、引き続き規制緩和を推進してまいります。</p> <p>対応時期 —</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p>三宮エリアの高さ規制の緩和</p> <p>現在、三宮エリアにおいては、ボーアイしおさい公園からの眺望を保全するため建築物の高さ規制が課せられているが、既に多くの高層ビルが立ち並び、規制が形骸化している。</p> <p>土地の高度利用を推進し民間投資を促すため、「都市再生緊急整備地域」である三宮エリアにおいて、規制を緩和してほしい。</p>	<p>都市局 景観政策課</p> <p>企画調整局 企画課</p>	<p>対応状況</p> <p>対応済</p> <p>対応方針</p> <p>「都市再生緊急整備地域」は、都市再生特別措置法に基づき、都市開発等を通じて緊急・重点的に市街地整備を推進すべきと政令で定められた地域です。神戸市では「神戸都心・臨海地域（三宮駅周辺、三宮駅からウォーターフロントまでの地域、元町駅周辺から兵庫県庁周辺までの地域）」と「神戸ポートアイランド西地域」の2地域が国から指定されており、これらの地域内では、税制・金融支援や都市計画の特例などが受けられるメリットがあります。</p> <p>神戸市の高さ規制ですが、神戸港と六甲山の山並みが市街地と一体となった素晴らしい眺望景観を引き継いでいくため、「眺望景観形成地域」を指定し、建築物等の形態やデザインの誘導を行っています。その一つとして「ボーアイしおさい公園眺望景観形成地域」があり、しおさい公園から六甲の山並みを背景に市街地と港を眺めたときに、山並みの稜線が新築の建物などによって隠れないよう、建物等の高さを規制誘導しています。</p> <p>ただし、都市計画に定める高度利用地区、都市再生特別地区等については、建築物の高さ等に関する基準を適用除外としています。都市再生緊急整備地域である三宮エリアでは、都市再生事業を行う事業者が自ら、都市再生特別地区等の都市計画の決定・変更を提案できる制度となっているため、民間投資が抑制されないような形になっています。</p> <p>対応時期</p> <p>—</p>
<p>北野・山本地区の歴史的建造物の利活用</p> <p>第二種中高層住居専用地域である中央区の北野・山本地区の伝統的建造物（異人館等）などに関し、観光業に貢献するホテル・旅館・カフェ・レストランなどの用途に転活用する場合に限り、その立地の禁止を緩和してほしい。</p>	<p>都市局 景観政策課</p>	<p>対応状況</p> <p>対応検討中</p> <p>対応方針</p> <p>全国的に歴史的建造物の宿泊利用の事例があることは認識しており、北野・山本地区においても同様の取組みを進めることは地域の活性化や魅力向上に繋がると考えています。</p> <p>用途規制を緩和する手法として、用途地域の変更や地区計画の活用等がありますが、これらは面的に用途規制を緩和することになり、異人館などの歴史的建造物に限った形での緩和が難しく、地域にそぐわないホテルの建設も可能となる等の課題が発生する恐れがあります。個別に緩和するには、建築基準法第48条ただし書きでの許可を得る（周辺市街地環境を害するおそれがない又は公益上やむを得ないと認める場合に限って建築を許可するもの）という手法があり、周辺住民・地域団体との合意形成や周辺環境への影響の検証を行ったうえで、特例として建築することができます。</p> <p>令和6年度より、地域の皆様の意見を聞きながら、異人館等の宿泊利用の可能性について検討を進めてまいります。</p> <p>なお、カフェ・レストランについては、現状でも「2階以下、床面積が1,500㎡以下のもの」であれば立地可能です。</p> <p>対応時期</p> <p>令和6年度：宿泊利用の可能性調査及び実施手法の検討</p>

○農業・農地（対応済 1件 / 対応予定 1件 / 対応検討中 2件 / 現状維持 1件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>市街化調整区域における手続の簡略化・迅速化</p> <p>市街化調整区域で既に一度開発許可がなされた土地において、建築物の用途を、コンビニエンスストア、就労継続支援（B型）施設、就労継続支援（A型）施設と順に変えたが、その都度、開発変更許可の申請が必要とされた。同じ都市計画法34条1号の許可要件内での利用だったが、使用者、用途が変わる度に手続が必要だった。これでは土地利用者の負担が大きく、その場所での事業を諦める場合もある。事業の用途が同じ範囲（例：法34条1号→同1号内での事業変更）であれば、使用者が変わっても簡単な届出で済み、土地利用を迅速に出来るようにしてほしい。</p> <p>また、都市計画法第34条1号で許可する開発行為について、「当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する建築物であること」という要件があり、その確認のために、利用予定者の名簿や利用が見込まれる念書などを求められた。許可条件の確認を柔軟にしてほしい。</p>	<p>都市局 都市計画課</p>	<p>対応状況 対応予定</p> <p>対応方針 【建築物の用途変更】 市街化調整区域では、既に開発された土地であっても、建築物の用途が変わる場合は原則、建築許可の手続きが必要となります。 ただし、神戸市では独自に、個々の建築物の用途よりも広いグループとして、「物品販売店舗」や「サービス店舗」といった「用途分類」を定めています。この用途分類の範囲内での変更であれば、都市計画法上の用途変更には該当しないとしており、手続きは不要です。 ただし、ご提案の「コンビニエンスストア」から「就労継続支援施設」に変更する場合は、用途分類の異なる変更となり、福祉施策の観点から支障がないかなどの確認も必要になるため、建築許可手続きは必要となりますが、今後、申請書類への添付資料の削減など手続きの簡素化を検討します。なお「就労継続支援B型の事業所」から「就労継続支援A型の事業所」に変更する場合は、用途分類の範囲内なので手続きは不要です。 【周辺の地域住民の利用】 都市計画法34条第1号において、建築可能な建築物の要件の一つに「当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する建築物であること」が定められており、許可にあたっては建築物の利用者の見込み等を確認する必要があります。しかし、現在では地域住民の利用を確認するための「念書」などは求めておらず、周辺の地域住民が利用することが見込まれる資料の提出といった方法に改めています。</p> <p>対応時期 令和6年度：申請書類への添付資料の削減など手続きの簡素化</p>
<p>市街化調整区域での運送事業者等の事務所設置に対する規制緩和</p> <p>市街化調整区域で事業施設の設置が認められるのは、都市計画法29条1項3号に該当する「特別積み合わせ貨物運送事業者※1」のみで、一般の運送事業者や建設事業者は設置ができない。このため、地代が安い市街化調整区域内で車庫敷地内に事業施設があれば望ましいにもかかわらず、距離が離れた場所で事業施設を確保せざるを得ない。 例えば交通アクセスが良好な国道175号線沿いのエリアや北区の道場町等において事業施設の設置を認める対応をしてほしい。そのために「特別指定区域制度※2」を活用してはどうか。</p> <p>※1 貨物自動車運送事業法2条6項に定義づけられ、不特定多数の荷主企業の貨物を1台の車両にまとめて積載し、全国規模で輸送する形態。 ※2 兵庫県の制度。地域のまちづくりを行っている団体が、市街化調整区域の土地利用計画を策定し、区域を指定して地域に必要な建築物を建築できるようにするもの。</p>	<p>都市局 都市計画課</p>	<p>対応状況 対応検討中</p> <p>対応方針 ご提案の兵庫県の特別指定区域制度は、県が開発許可権限を持つ自治体が対象なので神戸市は対象外となっていますが、神戸市としても市街化調整区域の土地利用に関する課題に対応するため、平成27年2月より順次、市街化調整区域の規制緩和を実施し、一定の事務所の立地を可能としています。 令和4年7月には、都市計画法34条第14号にかかる基準を新たに定め、集落内における小規模な住宅等を店舗・飲食店・事務所等に用途変更することを可能としました。同様に、令和5年2月には、高速道路のインターチェンジに近接したエリアにおいて、一定の要件を満たす物流施設（複数の物流事業者が連携して設置するトラックターミナルや倉庫など）の立地を可能とする新たな基準を定めました。 このような規制緩和により、ご提案の国道175号沿いのエリアや北区の道場町等においても一定の要件を満たせば事務所の立地が可能となっています。 今後も社会情勢を踏まえながら、引き続き規制緩和を推進してまいります。</p> <p>対応時期 —</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p>市街化調整区域における主要道路沿いの規制緩和</p> <p>神戸市北区や西区は、主要道路沿いでも市街化調整区域が多すぎるため、限られた用途の店舗しか出店できず、地域が発展しないばかりでなく、働く場所もなく過疎化の原因となっている。交通量の多い国道や県道・市道の沿道沿いについては、実情に合わせて調整区域の指定を撤廃するなど、規制を緩和してほしい。</p>	<p>都市局 都市計画課</p>	<p>対応状況 対応検討中</p> <p>対応方針 市街化調整区域については、平成27年2月より順次、規制緩和を実施してきました。その中で主要な道路の周辺における規制の緩和も実施してきました。 令和5年2月には、市街化区域から同一路線で繋がっている2車線以上の道路に面して10年以上宅地のままの土地に、住宅や店舗・事務所などが建築できるよう都市計画法第34条第14号にかかる基準を緩和し、宅地の有効活用を図っています。更には、近年のEC（電子商取引）の急拡大で物流施設の需要が高まり、市街化区域内の用地が不足していることから、都市計画法第34条第14号にかかる基準を新設し、高速道路のインターチェンジに近接したエリアにおいて、一定の要件を満たす物流施設（複数の物流事業者が連携して設置するトラックターミナルや倉庫など）の立地を可能としました。 今後も市街化調整区域における農村地域の活性化を推進するため、事業者や地元からの意見を踏まえながら、引き続き規制緩和を推進していきます。</p> <p>対応時期 —</p>
<p>農道の市移管に伴う工事の負担軽減</p> <p>建築当初から自宅が土地改良区所有の農道に接しているが、この度農道が市に移管されることとなり、道路工事を勧められた。個人負担には厳しい非常に高額な工事であったが、結局、土地改良区からはそのままいいとされたものの、市に移管後、市仕様の道路に工事するよう指導されないか心配している。 車がないと生活できない地域で、グレーチングを撤去され自宅に車を乗り入れできなくなるのは大きな問題である。農道を市に移管する際、市仕様の道路とする必要がある場合は、個人宅への乗り入れ部分などは市の全額負担としてほしい。</p>	<p>経済観光局／ 農政計画課</p>	<p>対応状況 現状維持</p> <p>対応方針 当該農道は、農地改良のため基盤整備等を実施する土地改良事業によって整備されたものと思われます。農道の整備にあたっては、土地改良法に基づき、農地耕作者の皆様で組織される土地改良区と市で、計画段階から協議を行っており、必要な手続きを経て市に移管されます。市道への移管の際、市が行う道路構造の検査などで是正を指示した箇所については、その是正工事の費用の4割を上限に土地改良区に助成する制度を設け、地元負担の軽減を図っています。 なお、今回の事例のような側溝の蓋（グレーチング）は、個人の車の乗り入れのためのものであり、公共性に乏しく、補助の対象や市負担で整備することは困難と考えています。</p> <p>対応時期 —</p>

○防災・安全（対応済 一件 / 対応予定 一件 / 対応検討中 1件 / 現状維持 一件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>神戸市火災予防条例の見直し</p> <p>神戸市火災予防条例では、共同住宅・ホテル・福祉施設のような就寝する部分がある建物において、安全に避難ができるよう、主たる出入口以外にバルコニー等の二方向の避難経路を確保するよう義務付けている。そのため複合ビルのホテル階だけ不自然にバルコニーが設けられるなど、ビルのデザインに大きな制約が発生している。</p> <p>ビルの制約をなくして土地の高度利用を推進するためにも、一定基準の消火設備、またはスプリンクラーの数や耐火基準などの規制を設定し、条件を満たした建物に関しては条例の適用除外としてほしい。</p> <p>（同様の提案が複数あり）</p>	<p>消防局 予防部査察課</p>	<p>対応状況</p> <p>対応検討中</p> <p>対応方針</p> <p>神戸市火災予防条例では、原則として、ホテル等の施設においてはバルコニー等を經由して避難可能な経路を確保すること、また病院や福祉施設等においては室内からバルコニー等への避難を容易にするため開口部は段差のないものとするを定めています。</p> <p>建物火災の死因別死者発生状況としては一酸化炭素中毒・窒息による死者数が最も多く、人命の危険性を考慮すると、速やかに外気が流通する場所へ避難することが必要となりますが、提案の趣旨に沿って規定を緩和した場合に高まる人命の危険性が、許容できるレベルのものであるかどうかについて、現時点では客観的な指標がないことから、調査、分析を進めるとともに、有識者会議を開催し、専門家からの助言等を踏まえ、必要に応じて規制を見直します。</p> <p>対応時期</p> <p>令和6年度以降：有識者会議等の結果を踏まえた神戸市火災予防条例の見直しを検討</p>

○その他（対応済 一件 / 対応予定 一件 / 対応検討中 一件 / 現状維持 1件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>所有者不明土地に関する固定資産課税台帳情報の活用</p> <p>近年の社会課題に「所有者不明土地問題」があり、戸籍調査を行っても土地所有者や相続人に辿り着かない事が多い。不動産登記法改正により「相続登記」「住所・氏名変更登記」の義務化が始まるが、実際、手続きが未了の土地はまだ多く存在する。</p> <p>隣接地が所有者不明土地の場合、土地の境界明示において支障があり、土地の境界線が確定しなければ、登記や道路寄付行為、建築工事等、様々な局面において支障が出るなど、地主は多大な迷惑、不利益を被ることとなる。</p> <p>このような場合、正当な理由なく登記申請を怠っている相続人等も保護対象とされるのか。不動産登記法、地方税法22条、個人情報保護法はどれも特別法であり、それぞれの法律の位置付けとしてどれが優位に立つのか、現時点では不明確である。</p> <p>一律に個人情報保護として課税台帳情報の活用を断つのではなく、所有者不明土地に限っては、国や市、有識者と共に、課税台帳情報活用のためのルール作りを検討してほしい。</p>	<p>行財政局／ 固定資産税企画課</p>	<p>対応状況</p> <p>現状維持</p> <p>対応方針</p> <p>地方税法第22条により、税関連の事務を行う職員には厳しい守秘義務が課されており、納税者の個人情報は厳密に管理されています。固定資産税を課税するために知り得た情報は外部の方に提供することはできず、その情報の活用について国においても協議がなされていますが、現在のところ取り扱いは変わっていません。</p> <p>情報の活用については、地方税法を所管する総務省を始めとする国の関係省庁とも相談を進めてまいります。</p> <p>また、法の解釈に関して、神戸市独自に何らかの見解を示して情報の活用を図ることができないか、その実現の可能性も含めて、慎重に研究してまいります。</p> <p>対応時期</p> <p>—</p>